

平成 29 年度

豊 前 広 域 環 境 施 設 組 合

歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

豊 前 市 監 査 委 員

30 豊監第 27 - 4 号
平成 30 年 8 月 21 日

豊前市長 後 藤 元 秀 殿

豊前市監査委員 初 山 吉 治

豊前市監査委員 平 田 精 一

平成 2 9 年度 豊前広域環境施設組合歳入歳出
決算審査意見書の提出について

この決算審査は、豊前広域環境施設組合の解散に伴い、平成30年3月31日を以って打ち切られた平成29年度組合決算について、地方自治法第292条の規定により地方自治法施行令第5条第3項を準用し審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出する。

平成 2 9 年度 豊前広域環境施設組合歳入歳出決算審査意見書

第 1. 審査の対象

平成 2 9 年度 豊前広域環境施設組合歳入歳出決算書並びに関係書類、伝票、帳簿等

第 2. 審査の期間

平成 3 0 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 7 月 1 3 日まで

第 3. 審査の概要

市長(旧組合長)より審査に付された決算書及び附属書類が、地方自治法等関係法令に準拠して正しく作成され、その会計処理が適正確実に行われたか検証するため、決算計数の正確性、適法性をただすとともに、予算執行の適否についても審査した。

第4. 審査の結果

審査に付された決算書及び付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数については現金出納簿及び歳入歳出関係諸帳簿と照合審査した結果、決算の計数は正確であることが認められたが、年度末の予算執行において一部不適切な面が見受けられた。

また、平成30年3月末日現在（組合解散日）における預金の残高と照合した結果、一致していることを確認した。なお、審査の概要は次のとおりとなっている。

(1) 決算の概要

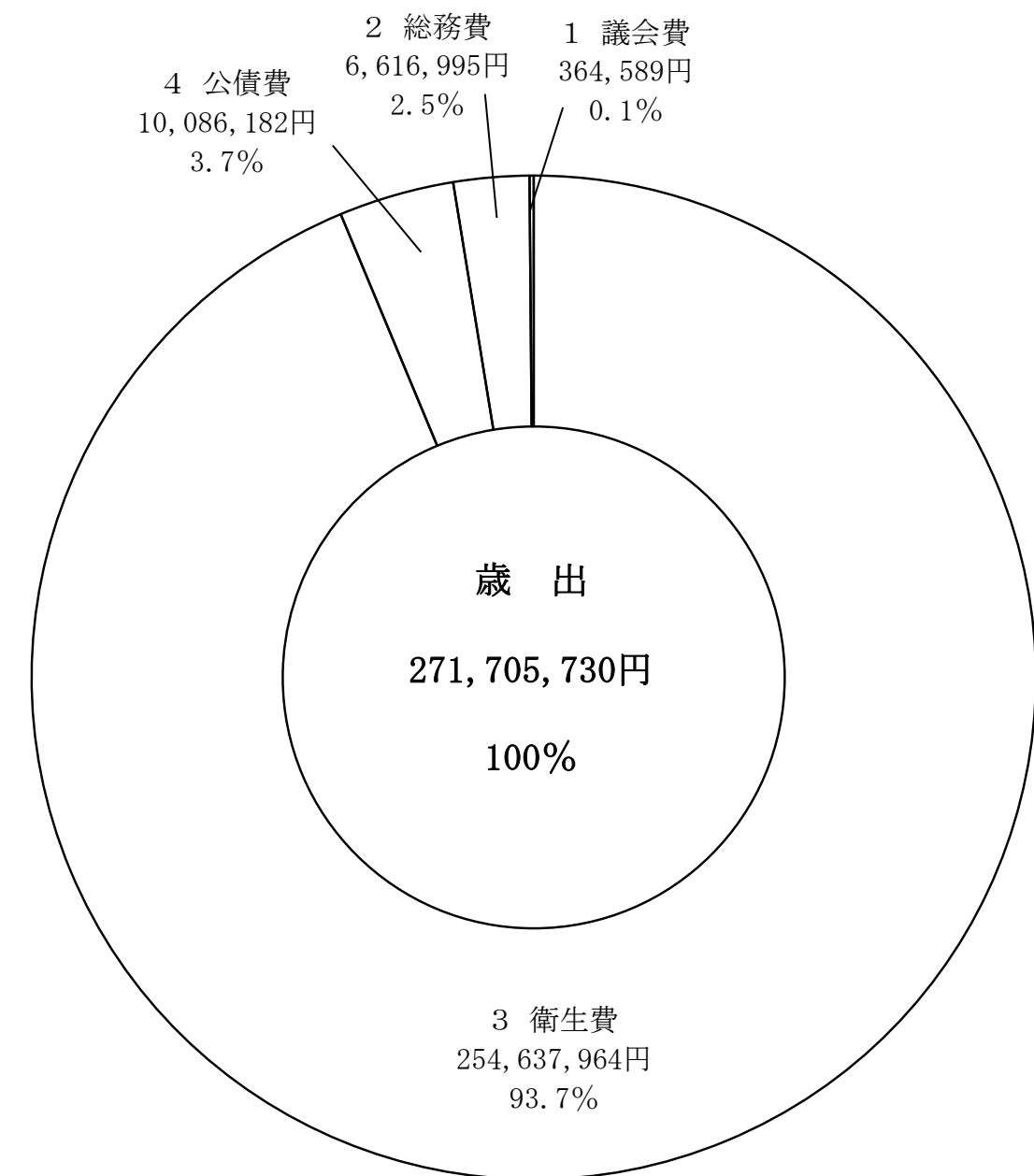
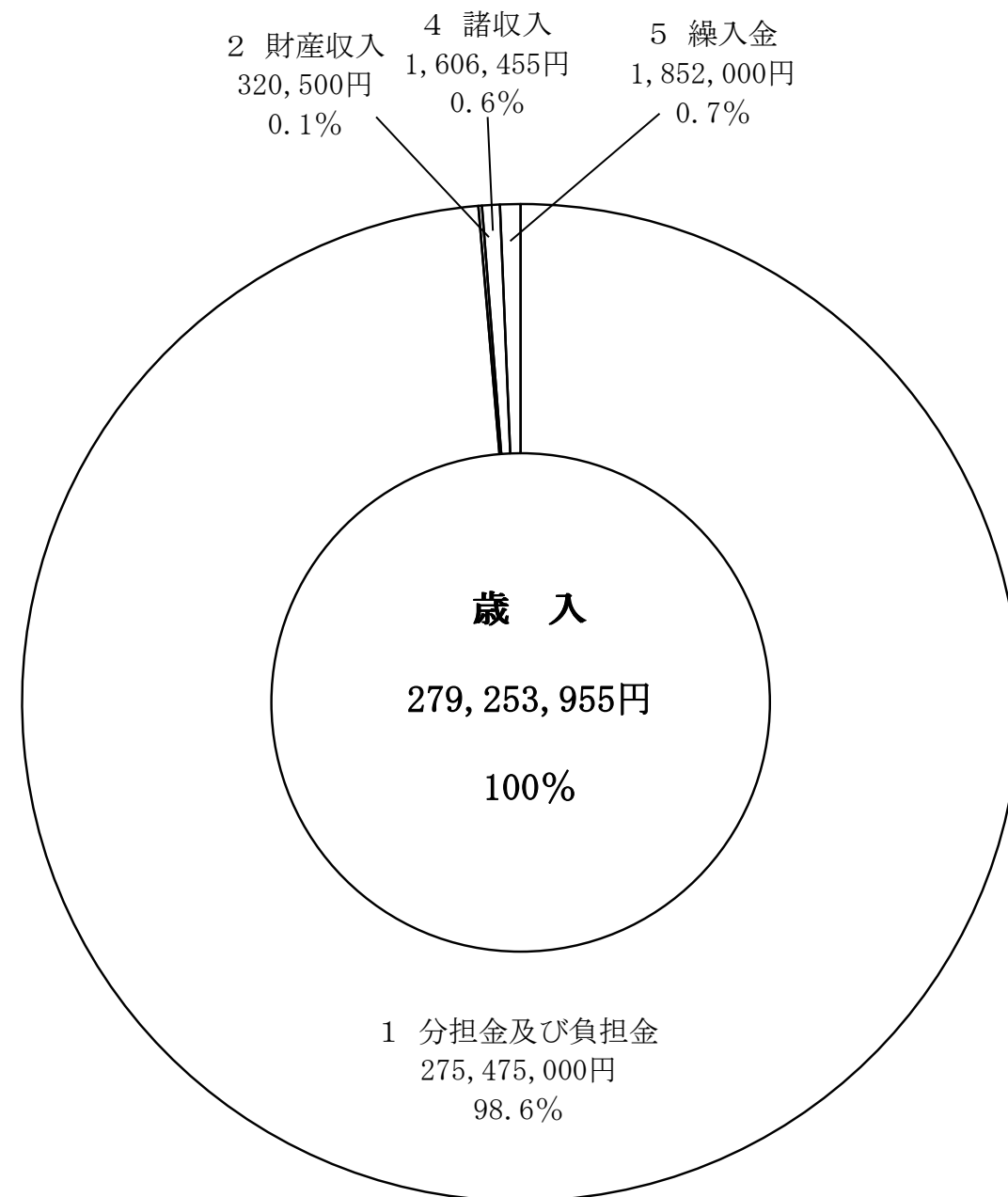
平成29年度歳入決算額は 279,253,955 円（収入率 99.6%）、歳出決算額は 271,705,730 円（執行率 96.9%）であり、前年度決算額と比較すると次表のとおりである。歳入では 26,433,962 円（△8.6%）の減、歳出では 7,290,131 円（2.8%）の増となっている。

決 算 収 支 状 況

（単位：円・%）

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支額	地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額
29年度(A)	279,253,955	271,705,730	7,548,225	－	7,548,225	0
28年度(B)	305,687,917	264,415,599	41,272,318	－	41,272,318	41,272,318
A-B	△ 26,433,962	7,290,131	－	－	－	－
増 減 率	△8.6	2.8	－	－	－	－

豊前広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算款別比率表（平成29年度）



歳 入

予算現額 280,273,000 円、調定額 279,253,955 円、収入済額 279,253,955 円で、予算現額に対する収入率は 99.6%である。

第 1 款

分担金及び負担金

予算現額 275,475,000 円、調定額 275,475,000 円に対し、収入済額は 275,475,000 円であり、予算現額に対する収入率は 100.0%である。この収入は、組合構成市町の分担金である。

第 2 款

財産収入

予算現額 359,000 円、調定額 320,500 円に対し、収入済額は 320,500 円であり、予算現額に対する収入率は 89.3%である。

この収入は、土地貸付収入及び財政調整基金利子の収入である。本年度は基金利子収入は無く、決算額は全て土地貸付収入である。

第 3 款

繰越金

予算現額 1,000,000 円、調定額 0 円に対し、収入済額は 0 円である。

平成28年度決算剰余金の全てを財政調整基金として積み立てたため、本年度への繰り越しはなかった。

第 4 款 諸収入

予算現額 1,587,000 円、調定額 1,606,455 円に対し、収入済額は 1,606,455 円であり、予算現額に対する収入率は 101.2 %である。

この収入は、歳計現金普通預金利子収入と雑入である。預金利子収入は 1,036 円、雑入については、豊前市外二町清掃施設組合に貸与している工場用水設備（河川水揚水設備）の使用料として 1,000,000 円、乾燥汚泥肥料売上げ代金 570,810 円、飲料水自動販売機電気料 33,946 円、その他 663円が収入されている。

第 5 款 繰入金

予算現額 1,852,000 円、調定額 1,852,000 円に対し、収入済額は 1,852,000 円であり、予算現額に対する収入率は 100.0%である。

この収入は、財政調整基金からの繰入金である。前年度に公債費分担金として収入したのち、財政調整基金として保管していた築上町の平成29年度公債費分担金を繰り入れたものである。

歳 出

予算現額 280,273,000 円に対し、支出済額は 271,705,730 円で、執行率は 96.9%である。費目別前年度比較は次表のとおりである。

平成29年度は、豊前広域環境施設組合が解散するという特殊な年度であったため、出納整理期間が設定できないこと、債権及び債務の処理を引き継ぐ豊前市に、歳計剰余金を継承させる必要があったことなどが考えられ、解散を前提とした年度の歳出処理としては、概ね適正であったと判断する。

費目別決算額前年度比較

(単位:円・%)

年 度 費 目	予 算 現 額	29年度		28年度		差引増減 (29-28) (C)	対 前 年 比 (増減率) (C/B)	
		決算額 (A)	構成 比率	決算額 (B)	構成 比率		29年度	28年度
議 会 費	741,000	364,589	0.1	604,640	0.2	△ 240,051	△ 39.7	8.8
総 務 費	7,985,000	6,616,995	2.5	9,125,147	3.5	△ 2,508,152	△ 27.5	49.1
衛 生 費	260,459,000	254,637,964	93.7	226,899,122	85.8	27,738,842	12.2	△ 8.0
公 債 費	10,088,000	10,086,182	3.7	27,786,690	10.5	△ 17,700,508	△ 63.7	-
予 備 費	1,000,000	0	-	0	-	0	-	-
合 計	280,273,000	271,705,730	100.0	264,415,599	100.0	7,290,131	2.8	△ 5.9

第 1 款 議会費

予算現額 741,000 円に対し、支出済額は 364,589 円であり、執行率は 49.2%である。376,411 円の不用額は主に物件費の執行残である。

この経費は、組合議会の運営に要した経費である。

第 2 款 総務費

予算現額 7,985,000 円に対し、支出済額は 6,616,995 円であり、執行率は 82.9%である。1,368,005 円の不用額は、主に物件費の執行残である。

この経費は、組合の一般管理事務及び会計監査事務等に要した経費である。

第 3 款 衛生費

予算現額 260,459,000 円に対し、支出済額は 254,637,964 円であり、執行率は 97.8%である。不用額は 5,821,036 円で、主に物件費の執行残によるものである。

この経費は、し尿処理施設の運転・維持管理、職員の給与等に係る経費である。

本年度、組合の解散に伴い退職手当組合脱退に伴う脱退精算金（32,502,354円）及び特別負担金（4,236,507円）の支払いが生じた。

第 4 款 公債費

予算現額 10,088,000 円に対し、支出済額は 10,086,182 円であり、執行率は 100.0%である。

この経費は、し尿処理施設整備事業費に充当するため借入れた長期債の元金及び利子の償還に要した経費である。本年度の支払いを以って、長期債の償還は終了している。

第 5 款 予備費

当初予算 1,000,000 円を計上し、他費目への充当額は 0 円である。

実質収支に関する調書

実質収支に関する調書等は、いずれも関係法令に規定された様式により作成されており、記載された係数については、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であることを認める。

財産に関する調書

(1) 公有財産

公有財産については、財産台帳と照合調査した結果、いずれも調書の記載内容が正確であることを認める。

(2) 物品

取得価格1件50万円以上の物品については、物品台帳と照合調査した結果、調書の記載内容が正確であることを認める。

(3) その他

当組合は、平成30年3月31日を以って解散し、この日を以って収支も打ち切りとなった。平成30年3月31日に組合が保有する現金、その他組合に帰属する事務の全ては豊前市に承継された。

むすび

以上が平成29年度豊前広域環境施設組合の決算審査の概要である。

当組合は、昭和40年4月、豊前市外2町による一部事務組合として発足し、し尿の共同処理を行ってきた。

以来、加入団体の増減に伴い、名称の変更を行いながら今日に至ってきた。

しかしながら、施設の老朽化及び加入団体の諸般の事情により、平成29年度末を以って組合を解散し、開場以来半世紀に亘り行ってきた、し尿の共同処理に幕を下ろした。

解散後の事務事業は、豊前市が単独で承継することとなったが、し尿処理はどの地域においても必要欠くことのできない生活インフラである。

施設運営には多額の経費が必要とされる。処理方法の変更も進められているが、これを機に新たな枠組みによる共同処理を検討し、経費の節減、合理化を図り、引き続き快適な生活環境整備の推進に努めるよう望むものである。